

Q

お風呂には、どのような入浴剤などが使えるの？

A

浴室製品、ふろ釜や給湯器、ジェット噴流や気泡噴流機能がある機器製品（以下、浴室関連製品と言う）の「取扱説明書」と、入浴剤などに表示された「使いかたや成分表示」などの注意事項をよくお読みのうえ、正しくお使いください。

また、浴室関連製品および入浴剤などのメーカーのホームページなどの最新の案内情報も合わせてよく確認してください。

■ 使用に際して

浴室関連製品の説明書などで推奨する入浴剤、その他の入浴剤などの使いかたに表示された「浴槽やふろ釜や給湯器への影響や成分」に関する記載をよく確認してください。記載のないもの、不明瞭なものは入浴剤などのメーカーにお問合せください。

- ・ 使いかた表示の適量や手順を守り、よくかき混ぜてください。
- ・ 種類の異なったものは混ぜないでください。

■ 浴槽まわりのお手入れお掃除

使用後は、残り湯や排水、飛散した水滴が残ったままにせず、浴槽・浴槽の縁(ふち)・浴槽の循環口の少し奥まったところ、鏡、壁・床、浴槽の排水栓、浴室の排水口周囲などを、必ず、柔らかいスポンジや布を用いて十分に水洗いしてください。



柔らかいスポンジや布で  
しっかり水洗い

解説

浴室関連製品は、長期間にわたり水道水\*<sup>1</sup>以外の水、垢(あか)などの人体から自然に発生するもの以外の成分に触れると、様々な影響や変化が生じます。

\*<sup>1</sup> 水道法に定める飲用可能な「水」を指します。一般的には、自治体などが指定する上水道の水、または指定の井戸水です。

■ 浴槽や鏡、壁・床、排水栓、排水トラップ、水栓金具や給湯器その他の機器製品に影響を与えるもの

◇ イオウ(硫黄)、天然温泉水(特に、炭酸カルシウム等、水に溶けにくいものを多く含むもの)の成分を含むもの

浴槽、鏡、水栓金具、排水栓、給湯器などの腐食や変質劣化の原因になりますので、使用しない。

◇ 酸性やアルカリ性の効用を謳(うた)うもの

浴槽、鏡、水栓金具、排水栓、給湯器などの腐食や変質劣化の原因になります。

◇ 白濁(にごり)系やとろみ系のもの  
・ 酸化チタンなどの微細な粉を含むもの  
・ 多量のオイル(アロマオイルなど)や増粘剤などにより、水の粘性を高めるもの

水に溶けない固形成分や、粘性の高い成分が、ポップアップ式排水栓、配管や浴室関連製品の劣化や故障の原因になります。

◇ 塩(塩化ナトリウム)を含むもの

入浴後は浴水を放置せず、早めに浴水を抜き、浴槽まわりを十分に水洗いする。

塩に含まれる塩素イオンによって、ステンレスや鉄製品のさびが発生し、機器の故障の原因になります。

解説  
(続き)

◇ 発泡系のもの

浴水で発泡中は、給湯器の追い焚き運転、ジェット噴流や気泡発生運転などの浴水の循環運転をしない。

追い焚き運転、その他の浴水の循環運転の異音発生、動作不良や停止の原因になります。

◇ 草花・果実や生薬などで、細かく刻んだ状態や粉末のままのもの

粉末のまま、直接湯に混ぜない。必ず「目の細かな布（袋）」に入れて使用する。

細かな粉末が浴水に散乱すると、給湯器、浴水の循環装置、ポップアップ排水栓や排水管などに詰まり、故障の原因になります。

■ 浴室や浴槽の出入り時に、思わぬ事故を招く原因になるもの

◇ 浴水が「ヌルヌル」し、滑(すべ)りを招きやすいもの

浴槽の底や浴室の床が、滑りやすくなります。また、床マットなどが滑ることがあるので注意する。

◇ 浴水が白く濁り、足元が見えづらくなるもの

浴槽の底や段差が見えづらく、足を着く時に注意する。

一口メモ

ここで示す「入浴剤など」とは、以下に示すものの総称です。お使いの入浴剤などの製品の表示を確認してください。

分類 (分類表示)	内容 など
① 浴用剤 「医薬部外品」の表示があるもの	法律*2に定められた承認または許可に基づいて製造販売された「医薬部外品」。お風呂の湯の温浴効果を高めることにより、肩の凝り、腰痛、冷え症、疲労等々の諸症状を和らげる目的の入浴剤。
② 浴用化粧料 「浴用化粧料」、「浴用化粧品」や「入浴用化粧品」等の表示があるもの	法律*2に定められた許可に基づいて製造販売された化粧品。肌の保湿効果や皮膚保護効果など、化粧品の効能範囲を目的とする入浴剤。
③ その他  ・ 雑貨 または食用品などを代用したもの ・ 天然の温泉水 またはこれを凝縮した液体や粉末のもの ・ 天然の草花、果実や葉草などで、主に自家製のもの	①、②に該当しないもので、浴水の香り、色やとろみの感触を楽しむ目的のもの。  ・ 主に香料を含むオイルや乳化剤、色素、または浴水の粘性を高める成分を多く含むもの ・ 天然に湧出した温泉水またはそれに準じたもの(湯の華など) ・ 柚子(ゆず)、菖蒲(しょうぶ)などを、自家製で刻んだもの

\*2 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧薬事法)通称、「薬機法」や「医薬品医療機器等法」と略される。